



幌延町広報誌

ほろのべの恋

2012年5月号
(平成24年) 5月号
NO.571



4月6日(金) 幌延小学校新1年生

- 議会だより第67号(8ページ)
- 児童福祉週間
- 暖房用燃料費の一部助成制度を制定しました。
- 出前講座を活用してください。
- 住宅耐震化促進のための補助制度をご活用ください
- 平成23年度中山間地域直接支払制度の取組状況について



問寒別小学校新1年生



ほろのべ

北緯45度のまち

議会だより

第67号

発行 北海道幌延町議会

編集 議会報発行特別委員会

電話 01632-5-1111

FAX 01632-5-2971

第1回 幌延町議会

3月8日
～3月16日

幌延町定例議会が3月8

日～3月16日の日程で開催

され、行政報告後、認定1件、

議案22件を原案のとおり可

決し15日閉会した。



議案審議

▽認定第1号

平成23年度幌延町立病院 事業会計決算の認定

当会計の事業期間は平成23年4月1日～9月30日までの6ヶ月間で、町立病院の決算をする。

問 町立病院の図書、蔵書、備品の取り扱いは。

答 図書、蔵書は診療所の本棚に整理し、いつでも閲覧できる。備品については、使えるものは診療所の方へ、残ったものは普通財産にし北星園・こざくら荘で使っている。

▽議案第1号

町道の認定について

町立診療所内町道北2丁目線から町道北1丁目線を繋ぐL字型の道路延長1百17.89m。

▽議案第2号

平成23年度幌延町一般会 計補正予算(第5号)

歳入・歳出1億1千8百93万6千円増額し予算総額49億3千3百78万3千円と

する。

問 消防費の住宅耐震事業診断に関する補助金が全く使われていないが。

答 この事業については診断に限度額10万円5軒分、改修事業費1千万円2軒分を予算化していたが、幅を広げバリアフリーも含めて検討をする。

問 エネルギー関連見学会の事業費が大きな減額となっているが、今後この事業を原子力以外のエネルギー見学研修事業には使えないのか。

答 東日本大震災の影響により今年度は中止せざるを得なかった。この事業は広

報安全等対策交付金で、原子力施設の見学がメインになっている。

問 未来につなぐ森づくり事業の当初造林を30ha実施の予定はどうなったのか。

答 実績は21haとなっており、残りの面積は民有地なので所有者の意向により継続できればと考えている。

問 積立金残高が年々増えてきているが、町民のサービスという面から見て、どういう基準で積み立てているのか。

答 町民サービスは大原則とされているが、基準というものはなかなか見えづらうと思う。今後北星園の退職金の充当や、認定こども園、問寒別生涯学習センターの建設、公共施設の修繕など大きな経費が出てくることも予想される。

問 一つしかない幌延町のホームヘルプサービスが休止状態に陥ったが、各町村において緊急時の体制づくりを検討してはどうか。

答 今回のケースは異例な事と考えている。広域的な取組は難しいと考えている



エネルギー関連施設見学会(滝川テクニカルセンター)

が、機会があれば相談する。
● 幌延町まちづくり事業は1件、農業施設補助事業は利用がなかったが、PR不足や使い勝手が悪かったためではないのか。また、副町長を中心に会議を持って意見交換をしようという話はこの様に引き継がれているのか。

● 町づくり事業についてはトナカイ薬局1件のみで今後気軽に使ってもらえる体系を考えている。農業施設補修事業は要望がなく金額減額をしているが、農協から具体的な支援策があれば、今後補助金の創設等を検討していく。

▽議案第3号
平成23年度幌延町立診療所特別会計補正予算第3号
問 診療所になって初診料が高くなったのではないかと。診療所に係る部分と院外薬局に係る部分があり、再診料が69点から70点、特定疾患療養管理費が147点から225点を金額に直すと、1割負担の患者で100円から120円の負担増となっている。

▽議案第4号
平成23年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第2号

▽議案第5号
平成23年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
▽議案第6号
平成23年度幌延町介護保険特別会計補正予算第3号

▽議案第7号
平成23年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算第3号
▽議案第8号
団地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

▽議案第9号
幌延町税条例の一部を改正する条例の設定について
道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する改正。退職者の個人住民税10%税額控除を廃止、東日本大震災復興基本法に定める防災のための費用財源確保のため、臨時措置として10年間住民税の均等割、道民税の均等割を500円ずつ引き上げる。

▽議案第10号
幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について
課税限度額医療分46万円を47万円に、後期高齢者支援分13万円を14万円に、介護分10万円を12万円に引き上げ、限度額69万円を73万円とする。

▽議案第11号
幌延町乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
町内の小学生以下の子どもの医療費一部助成を中学生以下の子どもの医療費全額を助成とする。

▽議案第12号
幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について
要介護認定者の増加や福祉施設の整備による給付費の伸びが見込まれることから、基準算定同額4千9百45円を5千9百7円、19.5%増の改定。

▽議案第13号
幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の設定について

いて
老人など居住の必要のあるものを町の規則において収入基準の金額を条例で定める。
▽議案第14号
幌延町公共施設整備基金条例の設定について
社会福祉施設等建設基金

『焼き物研究サークル』を訪ねて



会長 村元香代子

Q: 活動について。
A: 幌延中学校の教室、焼成窯をお借りして作品を作っております。陶芸が大好きな会員が現在10人、毎月4回、月曜日に、都合の付く時間に集まります。

昨年、町民文化祭と夢地層館に作品を展示させて頂きました。

を廃止し、今後公共施設の建設、大規模修繕に対応できるように、幌延町公共施設整備基金を設定。
▽議案第15号
北海道市町村総合事務組合規約の変更について

窯の蓋をあける時のドキドキする事！ステキな作品が出た時は、みんなで大喜びします。

～会長さんから一言～
他の町の陶芸サークルの作品を見に行くのも楽しみです。陶芸に興味のある方と一緒に作品作りしませんか。



幌延町民文化祭風景

地域の課題をとらえて

3氏が一般質問



平成24年度町政執行方針について



西澤 裕之

Q、告知端末機の今後の活用方法は。
A、道内で研究会を立ち上げ研究を行っており、活用出来るものは導入していく。

質問 協働のまちづくり支援制度の検討を進めるとあるが、23年度の執行方針でも述べられていた。今年度の検討内容と制度の構想について伺いたい。

町長 協働のまちづくりを進めるには共助の活性化を図ることが必要であり、公益性・公共性の高いまちづくり活動に対して、財政的に支える仕組みを構築して行かなければならないと思っている。現在、中身についての検討までは至っていないが、25年度の施行を目指したいと考えている。

質問 プレミアム商品券発行による地域振興事業を支援するところがあるが、継続事業とする考えはあるのか。

町長 商工会が町全体の消費購買意欲を高め、町外流

出防止策として企業の売上げ増進を図り、町民生活支援に役立つ事業として取組むものと認識している。継続的な事業要望があった場合は、24年度の実績を考慮し対応したい。

質問 幌延深地層研究センター関連の企業誘致を目指すしているが、その進出につながるように担当部署に予算付けをすべきと考えるが。

町長 産業技術総合研究所や原環センター、電力中央研究所などが幌延のフィールドを利用し研究しているが、新たな研究事業等が行われるよう、担当部署において情報収集や調査などに取り組むとともに、必要に応じた予算措置をしていく。

質問 今後の幌延町健康増進計画を伺いたい。

町長 運動習慣定着化事業として太極拳を実施する。今年のノーカーデーは9月

の第3水曜日に実施する予定。新たな取組みとしては、ウォーキングラリーを開催する。

また、食生活応援部会を立ち上げ適塩生活の推進を図るなど、運動と食生活の双方の推進により町民の健康増進を図りたい。加えて、心の健康づくりとして、精

神科医の講演会を開催する。
質問 地域担当者制度の構想と、今年度構築した幌延町災害時要援護者支援制度との関連を伺いたい。



運動習慣定着化事業(太極拳)

町長 町職員が役場と地域のパイプ役として、行政情報の提供や地域情報の収集等を行う制度で、本町での導入を検討している。問題点としては、職員の本務と担当活動の調整の問題、町内会の自主性を損なう可能性への懸念、支援に差が出てしまわないかといった課題があり、今しばらく検討させて頂きたい。

なお、災害時要援護者支援制度は要綱等を整備し、この制度とは切り離して進めている。



阿原 健二

Q、ゆめ地創館(PR施設)などの閉鎖・休止の動きがあるが、どう考えるか。
A、地層処分などの理解のため必要な施設と考える。

質問 原子力委員会の原発行政への変更が出そうだが、検討されている。

町長 原子力機構の深地層

研究センター予算の推移で調査したが、差異が出てくる。なぜ出るのか。

町長 現在、原子力機構に

確認中。

質問 決算額については知らないということだが、なぜ調査しないのか。

町長 必要がないので聞いていない。

質問 今年1月16日付の日経新聞で、天北の褐炭埋蔵量と珪藻土の埋蔵量が20億tを超えると言われていた。CO₂の削減、メタン生成に

非常に有望な地域と考えるが、町としてどう考えるか。

町長 メタン生成の研究は、幌延町はもとより、天北地域の振興、発展につながる可能性のある研究と期待している。

質問 鎌形洋一先生のコメント(日経新聞)は少し違うように思うが。

町長 約10年間で長期研究計画として取り組んでいくと聞いている。

質問 特許権の申請の話もあるが。

副町長 ノーステック財団の方で申請したいということと聞いています。

質問 具体的な話となって来ると、どう関わることになるか。

副町長 珪藻岩、褐炭を食べてメタンを出すという生成菌が数多くいる。今の地

環境研究所では、そのメタンを生成するというような菌を探索している。釧路のコールマインセンターからも褐炭を頂いて研究したいと聞いている。町としては町内のボーリングデータ

だとか、これからの試験はできるかと考えている。

質問 今年度国が新たに出生して来た農業後継者支援策や新規就農策に関連して町独自の支援策も必要だと思

うが、どうか。

町長 農協さんと協議し取り組んでいきたい。



深地層研究センターとPR施設

質問 学校改善プランはどのようになっていくか。



齋賀 弘孝

教育長 各家庭と共通理解に立ち目標への成果は見えてきている。

質問 武道の必修化にどう対応するのか。

教育長 幌延中学校は柔道、問寒別中学校は剣道を選択。新年度予算に関係備品を計

上。

質問 保護者は事故、怪我を一番心配されていると思うが。

教育長 教員の講習会、研修会等を実施し、学校と連携を取りながら進めていく。

質問 浜里の竪穴遺跡群は町指定の史跡にしないのか。

教育長 今のところ、考えてない。

Q、風力発電から納入される

税収の1/4を財源として、ふるさと創生資金として確保し新規新エネルギー導入事業予算の一部に充てる件はどうなっている。
A、計画はあったが、その通りになっていない。

か。

教育長 国立公園内であるため簡単に入入りできない。社会科副読本、図書室に資料提示としてこれまでの成果を見れるようにしたい。

質問 新エネルギーの平成28年二酸化炭素削減2千トンの幌延町目標は変わらな

いか。

町長 計画みたいなのを作らなければ、補助金などが出ないという事で資料作製した。理解頂きたい。

質問 新エネのプロジェクトはどうなるのか。

町長 太陽光発電を民間住宅設置時に助成して、新エネに繋げたい。今後考究する。

質問 告知端末機を活用しての買い物支援の進捗状況。



3月定例会風景



音類竪穴群遺跡調査風景

平成24年度各会計予算

総額 50億6,617万1千円

一般会計 40億0,000万0千円

齋賀弘孝氏を予算特別委員長に選任し、3月9・14日の審査の結果、原案通り可決

歳出の質疑

(主要部分のみ)

◆総務費◆

西澤委員

人材育成まちづくりスキルアップ研修事業の23年度実績と24年度事業予定を伺いたい。

古草主査

23年度は職員の意識醸成を養う研修を2回、課題研究を行う研修3回の合計5回実施。

24年度は23年度の研修で得た評価や課題を分析し事業計画を策定するための実務研修を予定している。

吉原委員

戸籍情報総合システムについて伺いたい。

戸籍管理は現在タイプライターによる紙ベースで行っているが、災害などでのデータ消失対策を考えるとコンピュータによるデータ化が最善の方法と考える。

また、同時に法務局にもデータ管理される仕組みもなっている。

高橋委員

エネルギー関連情報収集事業での見学会は24年度も道内のみエネルギー関連施設見学研修に

留めるのか。

飯田主幹

23年度は道内道外2箇所を予定していたが、24年度は電力事情の不安定な状況を踏まえ道内のみの見学会を予定している。

◆民生費◆

植村委員

子供のための手当普及事業はまだ政府の方針が決定されていないが、予算額の根拠を伺いたい。

村上主査

予算策定段階で3歳未満1万5千円、3歳以上1万円 で計算し所得制限をしない全員支給として積算し、予算計上した。

植村委員

昨年度の事業で申請された方も改めて申請書を提出しなければならぬのか。このシステム改修事業とは何か。

村上主査

子供手当制度自体が変わるので、改めて認定請求を申請しなければならない。

また、所得制限もあり、それらを含めたシステム改修が必要。

◆衛生費◆

西澤委員

公衆浴場利用者から脱衣場や浴場内の温度が低いとの話を聞いたが、どのような状況か。

藤井主幹

脱衣場の室温はそれぞれ暖房器の温度調整器具が付いており、適正な管理がなされていると思うが、浴室も含めて確認する。

佐々木委員

斎場の火葬炉修繕費が計上されているが、修理期間は何日程度を予定しているのか。

田村主幹

斎場火葬炉の点検は年1回行っているが、昨年の点検で炉の一部に不具合が発見され、耐用年数が過ぎて耐火煉瓦の積み替えと合わせて1週間程度の修繕日程と考える。

その間、使用届が出た場合は、近隣3町に斎場利用願を出す。

◆農林水産業費◆

植村委員

有害鳥獣駆除の現状と、24年度の駆除に対する考え方を伺いたい。

羽田主査

23年度は鹿2百34頭、キツネ47頭、カラス53羽の有害鳥獣駆除実績であった。

24年度は罾免許取得者が10名となり、頭数的にも増加している鹿5百頭(銃器4百頭、罾捕獲1百頭)の駆除を予定している。

アライグマは外来生物法に基づき、23年度は63頭を捕獲。24年度は80頭の捕獲を予定している。

吉原委員

問寒別地区農業用水道調査事業は23年度より実施されているが、24年度の調査内容を伺いたい。

櫻井主幹

今現在、同地区において水質、水量調査を実施しているが、今後もう1年間掛けてより確実なデータを確保したい。

◆商工費◆

西澤委員

新規事業として幌延・豊富広域観光促進事業とあるが、事業内容と財源内訳を伺いたい。

島田主査 この事業はい



中央保育所入所式風景

いききふるさと補助金を使い、幌延町が申請窓口となり3百万円、豊富町が1百万円を支出し実施する。

事業としては、合同観光パンフレットやポスターを作製し、広域の観光資源PRや推進を行う。

佐々木委員 トナカイ観光牧場の新たな取り組みがあるのか伺いたい。

島田主査 トナカイ観光牧場のホームページでブルーポピーの苗木販売に力を入れていきたい。



ブルピー(ホワイトフェスタ)

無量谷委員 問寒別公営住宅解体工事1千万円が計上されているが、何戸分なのか。

渡辺主幹 古い公営住宅

8戸を解体する。

◆消防費◆

鷺見委員 現在設置されている防災行政無線は今後も利用されるのか。また新規の総合行政ネットワークとは何か。

宮古主幹 現在使用している防災行政無線は昭和56年の建設で、耐用年数も過ぎており、部品の調達も困難になっている。告知端末機の導入もあるが、出来るだけ修繕をし、しばらくは使用していきたい。

また、総合行政ネットワークとは、災害時に迅速・確実な通信網の確保のため、北海道と市町村を結ぶ専用回線で、平成6、9年に整備されたが、今回、更新時期を迎え、当核自治体が一部負担して設置する。

◆教育費◆

高橋委員 幌延小学校と問寒別小中学校に設置された太陽光発電電での程度光熱水費が抑えられたのか。

伊藤教育主査 幌延小学校の太陽光発電電量は1万6千kWで金額推計19万7千円程度、問寒別小中学校にお

いては8千kWで9万8千円程度と考えられる。

歳入の質疑

植村委員 個人税収入が23年度予算額より増えているが、その根拠を伺いたい。

早坂主査 23年の税制改正に伴い24年度より扶養控除や特定扶養控除などの見直しが生じた原因。

西澤委員 情報通信施設管理費負担金収入を7百47万4千円見込んだ理由は。

古草主査 NTT東日本のIRU契約に基づく光ファイバーの加入者数で歳入が決まる。

23年度実績で3百69件の加入実績を基本に、算出した。

無量谷委員 町税の滞納に関する徴収率向上対策について伺いたい。

早坂主査 町税滞納対策方針としては、まず現年度分を徴収し、新たな滞納を出さないことを目標としている。23年度分での徴収率は向上しているが、一層の徴収努力をしていく。

佐々木委員 地方交付税収入が増額となっているが、国の財政を考えると大丈夫なのか。

藤田主幹 地方交付税は町の歳入の40%を超える大きな財源で、地方財政計画で示されている額は、前年度0.2%増となっている。計上根拠としては、交付

税参入される公債費が増えることなど、前年度の実績を参考とし、慎重に検討し、計上した。

総括の質疑

無量谷委員 有害鳥獣駆除でのカラス駆除対策はどのように進めていくのか。

谷口課長 23年度よりカラス捕獲用ネットを購入し、色々と研究をしながら24年度は成果を出していきたい。

高橋委員 24年度中に自主防災組織などと連携し、避難訓練等を行わないのか。また、防災マップで示された町内危険箇所看板等の設置は考えられないのか。

宮古主幹 自主防災組織は、現在、町内8箇所が設立されている。今後も町内各地区での設立をお願いしており、個人の防災意識の高揚と地域の防災対策を自主的に話合ってほしい。

今後、避難訓練等は自主防災組織と相談しながら進めていきたい。

防災マップで示された危険箇所への看板設置は今後、現地を確認して検討する。

西澤委員 宮本町長就任当初より、消防庁舎を始め色々な事業に取り組んできたと思うが、今、町長とし



役場庁舎屋上から見た幌延市街

て、町の財政は厳しいと考
えるのか。

宮本町長 幌延町は、職員
が知恵を絞り、少しでも有
利な補助制度や事業を進め
てきた。お陰で事業量の割
には財政上問題なく運営さ
れていると思う。

今後は、ソフト面での町
民の要請にも対応したい。

佐々木委員 現在、町内の
集会所では、百名規模の
集会所が可能な施設は2箇所
で、その内、国際交流施設
に関しては、宗教、政治活
動が制限されている。

他の施設も土・日曜日の
使用ができない状況だが、
使用緩和が可能なか伺い
たい。

飯田主幹 原子力機構が
所有する施設は、幌延国際
交流施設に限らず、政治活
動や宗教活動に利用できな
い。

鈴木課長 農村環境改善
センターについては、以前
の条例改正の際に、土・日曜
日の利用はできないことにな
っている。また、集会所
設機能を果たせるような施
設ではないと認識している。

特別会計

幌延町立診療所特別会計

西澤委員 町立病院から
診療所に替わって国からの
交付金はどの様になるのか。

瀬戸課長 経過措置とい
うことで、25年度まで今ま
での金額が継続される。そ
の後には3診療所合わせて1
億円程度の交付税を見込ん
でいる。

無量谷委員 出張医の派
遣はどの様な形なのか。

岩川事務長 木曜日から
日曜日にかけて旭川医大か
ら4名程度の医師が輪番制
の様な形で1名ずつ派遣さ
れている。

幌延町下水道事業特別会計

予算

佐々木委員 個別排水槽
の整備事業の負担金ほどの
様になっているのか。今後
も継続して行くのか。

渡部主幹 国からの補助
金は入っていない。町単独
で起債を借りて実施をして
いる。今後も希望があれば
継続して実施をする形は
執っている。

常任委員会 報告

総務文教常任委員会

平成24年2月24日

◎調査事項

(1) 町立病院エレベーター設
置事業に係る電源立地地
域対策交付金の国庫返還

① 23年10月の診療所開設に
伴い不要となったエレベ
ーターについて、補助金等に
係る予算の施行の適正化に
関する法律により、国庫返
還とする。

残存期間の10年6ヶ月分
2千7百72万8千円を返還。
(2) 24年度一般会計ほか6会
計の概要

○国及び地方財政の概要

・ 日本再生の5つの分野
① 東日本大震災からの復興
② 経済分野のフロンティア
の開拓

③ 分厚い中間層の復活
④ 農林漁業の再生
⑤ エネルギー・環境政策の
再設計
これらを中心に地域主権
改革を推進し、既存予算の
見直しを行う。

○我が町の方針

① 本町は地方交付税に大き
く依存する状況にあること
から財政の健全化に向けた
取組みを着実に進める。

② 行政改革の理念に則り、
歳出全般を見直す。

③ 消費的経費の徹底した見
直し

④ 投資的経費は酪農業の振
興や、まちづくり基本方針
に沿って選択と集中を実行
(町政執行方針より)

(3) 問寒別生涯学習センター
耐震診断業務

① 耐震診断業務委託業者
・ 北電総合設計株式会社
・ 23年7月26日～24年1
月20日
・ 委託金額 3百67万5
千円

② 耐震補強(案)
・ 方杖・ブレースによる
補強概算工事費9千8
百44万円

③ 今後の方針
・ 耐用年数38年に対し36
年経過しているが、耐
震改修を行っても耐用
年数は延びない。よつ
て、生涯学習センター
を新築する決断をした。

・ 問寒別分遣所はすでに
建設すると決めている
ので学習センターとの
併設が可能か今後の基



問寒別生涯学習センター

本構想の中で検討する。

産業厚生常任委員会

平成24年2月24日

◎調査事項

(1) 橋梁長寿命化修繕計画の
事業実施について

① 計画の概要
損傷の程度に応じた維持
管理や補修計画を策定し、
25年度より10年をかけ、概
ね36橋梁(40%)を修繕する。

② 計画の実施
重要度の高い路線で、橋
長100m以上など劣化状況
に応じ優先的に行う。更に、
供用年数に応じ劣化予測し

重要度の高い路線で、橋
長100m以上など劣化状況
に応じ優先的に行う。更に、
供用年数に応じ劣化予測し

総合的に判断し計画した。予算は10年間で2億9百万円を計画している。

③事業の財源
社会資本整備総合交付金の橋梁補修事業に実施する。

④社会資本整備総合交付金は、事業費の何%出るのか。

⑤事業費の65%。

⑥計画的修繕で耐用年数(50年)以上使用できるとい

う考え方か。

⑦大規模修繕や架け替えを

すると、60年間の投資総額は1

百20億円必要になるのに対し、

予防保全的な修繕の場合は60億円に抑えられると

考えている。

⑧第5期介護保険事業計画について

前回の常任委員会後、介護報酬改定内容が決定し、第1号被保険者保険料の基準額が年額7万300円から7万800円に変更された。

これまでも、委員会や本議会において、保険料の高さや低所得者層への配慮については指摘してきた。ただ、本町の利用者の状況を見ると施設サービスの利用が多く、保険料を上げる大

きな要因となつている。町も、施設から在宅介護への移行を図り、真に利用者の自立を支援するための、効率化・重点化する方向で見直しを行うとしている。一方、施設サービスの拡充を求め意見もあった。

⑨認定こども園(仮称)基本構想の策定について

①建設予定地について
病院跡地を建設予定地とする。

現保育所の場所については、代替施設が必要となるので、その確保は困難と判断した。

②作業スケジュール
24年度に基本設計、25年度に実施設計、26年度に建設工事等となり、供用開始は27年4月とする。

③建設予定地周辺の住民にも意見も聴いて決定するのが望ましいと思うが。

④地域懇談会をどうするか相談して進めていきたい。いずれにしても、スムーズな形で建設していきたいと思

っている。

⑤建物以外の土地利用をどう考えているのか。

⑩遊具施設や簡易的なグラウンド用地も含め、全エリアを認定こども園の用地として使用したい。

⑪乳幼児等医療費助成事業の拡充について

改正(案)

名称 幌延町子ども医療費

対象者 15歳未満児(中学生まで)

助成の範囲 中学生までの入院、通院に係る医療費。

重度心身障害者及びひとり親等家庭医療費の助成対象者は、その助成額を控除した額。

所得制限 廃止。

自己負担額 0円。予防接種や、入院時の食事療養標準負担額や薬の容器代などの、保険医療適用外のもの

は対象外。

町の助成額は608万8千円となり、現行よりも4

百5万8千円の増額となる。

⑫町の病院で医療を受けた場合はどうなるのか。

⑬領収書を持参して申請して頂き、償還払いの手続きを取らせていただく。

議会の動き

- 1月6日 ▶ 第18回議会報発行特別委員会
- 1月11日 ▶ 第19回議会報発行特別委員会
- 1月19日 ▶ 第20回議会報発行特別委員会
- 1月20日 ▶ 第1回議会運営委員会
第1回総務文教常任委員会
第1回産業厚生常任委員会
第1回議員協議会
- 2月3日 ▶ 第21回議会報発行特別委員会
- 2月9日 ▶ 第22回議会報発行特別委員会
- 2月16日 ▶ 第23回議会報発行特別委員会
- 2月24日 ▶ 第2回議会運営委員会
第2回総務文教常任委員会
第2回産業厚生常任委員会
第2回議員協議会
- 3月5日 ▶ 第3回議会運営委員会
- 3月8日~14日 ▶ 第1回定例会
- 3月14日 ▶ 第4回議会運営委員会
- 3月27日 ▶ 第5回議会運営委員会
- 3月31日 ▶ 武部代議士・吉田道議・三好道議を囲む新春の集い(稚内市)
- 4月2日 ▶ 第24回議会報発行特別委員会
- 4月9日 ▶ 第25回議会報発行特別委員会
- 4月10日 ▶ 第1回全員協議会
- 4月12日 ▶ 道北地域TPP問題を考える講演会(旭川市)
- 4月16日 ▶ 第26回議会報発行特別委員会
- 4月18日~19日 ▶ 宗谷町村議会議長会総会(稚内市)
- 4月20日 ▶ 第2回臨時会
第3回総務文教常任委員会
第3回産業厚生常任委員会



編集にあたって

今年は残雪が多く、遅い春となりました。待った分、山菜がよりおいしくなつていればと願ったりしています。

が上昇している現状では、それもなかなか難しいでしょうか。町内に名林公園やふるさとの森がありますし、夜には満天の星空が広がります。徒歩で楽しむという手もありますよ。

さて、3月の定例会も終わり、新年度が始まりました。幌延町で新しいスタートを迎えられる方に「ようこそ幌延町へ」色々などころに出掛けて、楽しい思い出をたくさん作ってください。

ただ、ガソリン等の物価

- 編集委員長 西澤 裕之
- 副編集委員長 佐々木忠光
- 編集委員 植村 隆
- 無量谷 敦

《こころは「ながくくまの」のまはなち》

児童福祉週間 5月5日～11日

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会を作っていくことが重要です。

子どもたちがいきいきと元気に幸せに育つためにはどうしたらいいかということや、たくさんの方が考えたり、このような考え方をたくさんの人に知ってもらうために、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」として設けています。

皆さんの身近な地域で子育てを支援する「児童委員・主任児童委員」

児童委員・主任児童委員は、皆さんの身近な地域の中で、子どもや子育てをしている家庭への支援活動を行う、地域のボランティアです。

主任児童委員は、民生委員の中から、厚生労働大臣の指名を受けて、子どもに関することを専門的に担当する人です。主任児童委員の制度は、子どもの虐待や非行、いじめ、不登校などの問題が深刻化する中で、児童委員の相談・支援などの活動をより充実し、活発化させるために、平成6年に創設されたものです。主任児童委員は、市区町村や福祉事務所、児童相談所、保健所、学校などの関係機関と連絡を密にし、区域を担当する民生委員との連絡調整を行いながら活動しています。

子ども全般の相談で、どこに相談したらよいかわからないときは次の窓口にご相談してください。
相談内容によって関係（専門）機関へ引継ぎをいたします。
幌延町児童相談室（幌延町役場） 町民課保健福祉グループ
電話 511115 告知端末機 518815



幌延町主任児童委員
濱下 恭子
電話 511774
森崎 登代子
電話 615317

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設いたします。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です、どうぞお気軽にお越しください。

全国一斉
「人権擁護委員の日」
特設相談所の
開設日程等

日時
平成24年6月1日（金）
午前10時から午後3時まで
場所
幌延町生涯学習センター 研修室

人権擁護委員制度をご存じですか

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きもありません。もちろん相談内容についての秘密は守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

この町には、幌延町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

稲垣 紘 順 三好 和 夫

旭川地方法務局

稚内支局稚内市末広5丁目6番1号
電話0162-33-1122



「冬の生活支援」対策として、暖房用燃料費の一部助成制度を制定しました。

町では、平成24年度から毎年11月1日現在（基準日）に町内に住所を有し、当該年度の町民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯に対し、「冬の生活支援」事業として、暖房用燃料費の一部を助成いたします。ただし、生活保護世帯や施設入所者などは除きます。



① 65歳以上の高齢者世帯

(单身及び夫婦世帯等)

② 障害者世帯

- ・知的（療養手帳区分A判定）
 - ・身体（障害者手帳1・2級）
 - ・精神（障害者保健福祉手帳1～3級）
- 障害者が世帯主及び世帯構成員となっている世帯

③ 20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯

◆ 今年度から、暖房用燃料の区分は、灯油のほか、薪、石炭、電気なども含まれることとなりました。ただし、本制度は5カ年間としており、その後については見直し等を検討することとしています。

◆ 助成金額は1世帯あたり10,000円です。
助成方法は口座に振込となりますので、申請書には口座番号などの記載が必要となります。

◆ 申請書の受理後、住所、世帯状況、課税状況等の審査を行い、対象となった世帯へは通知書を郵送します。

◆ 申請に関する手続きなど詳しくは、期日が近くなりましたら広報、回覧及び告知端末機でお知らせします。

お問い合わせ先：町民課保健福祉グループ 電話 5-1115 告知端末機 5-8815

お申し込み・お問い合わせは 幌延町地域包括支援センター 電話・告知端末機 5-11790	☆その他	協力員さんへの報酬・費用弁償はありませんが、保険料は町で負担します。昨年度は8人の方が協力してくださっています。	
	☆申し込み	6月25日（月）までに、電話か来所で連絡してください。	
☆協力員さんの役割	聞こえや見え方が悪くなっている方や、移動が大変な方へのサポートや、ゲームの盛り上げ等		
☆教室の内容	10人前後の教室生さんと歌・体操・音読・ゲームなどをして、楽しく過ごします		
☆事前説明会	6月29日午前10時～	6月29日午後2時～	
☆開催場所	保健センター	問寒別生涯学習センター	
☆開催時間	午前9時30分～11時	午前10時～11時30分	
☆教室の開催日	幌延地区 ①7月6日 ②7月27日 ③8月24日 ④9月21日 ⑤10月19日 ⑥11月16日	問寒別地区 ①8月10日 ②9月7日 ③10月5日 ④11月2日	

介護予防教室（にこにこ教室）の協力員さんを募集します。今年度は問寒別でも開催しますので、問寒別地区の皆さんの参加も是非お願いします。



まちの話題



4月6日 金

各学校で入学式

午前10時より幌延小学校、午前10時30分より問寒別小中学校、午後1時30分より幌延中学校で、それぞれ入学式が挙行されました。

真新しいランドセルや制服を身に付けた新入学生たちは、少し緊張しながら、学校生活のスタートをきりました。



幌延小学校



幌延中学校



入学式



問寒別小中学校






4月12日 土曜日



幌延深地層研究 計画 平成24年度調査 研究計画の地域住民へ の説明会開催

 日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターによる、平成24年度の調査研究計画の説明会が、国際交流施設で開催されました。町民への説明会に先立ち、3月27日には町長をはじめ町議会議員、町幹部職員等への説明を行い、町長に計画書が手渡されています。


説明会には、町内外から約70名が出席し、平成24年度の調査研究内容などを聞きました。



3月25日 日曜日



北部北海道 歌留多連合会 子どもかるた大会で 「幌延 流星」が優勝!

 第36回北部北海道歌留多連合会子どもかるた大会が中川町で開催され、幌延町からは小学生の部2チーム、中学生の部2チームが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、中学生の部に参加した「幌延 流星」

(日向寺 柁君・藤川 莉奈さん・高橋 大地君)が見事優勝しました。



三月定例俳句会


底冷えを曳きて流水接岸す 横山 貞雄
 流水の青無き海を鳥が舞う 佐藤 光朗
 流水の軋む音して宗谷海 沢田 小浪
 ふる里の流水遠く夢を見る 藤岡 芙美
 流水の白眉一線宗谷岬 田中 徹男

幌延ほおずき俳句会

4月4日 水曜日



中央保育所で入所式

 平成24年度の中央保育所入所式が行われ、61名の入所児たちが、元気に歌を歌ったり、来賓のあいさつを聞いたりしていました。



水道業務を委託しました

平成24年度の水道業務を次のとおり委託しましたので、お知らせします。

■委託業務

幌延町簡易水道メーター検針及び水道・下水道料徴収業務

■委託期間

平成24年4月1日
～平成25年3月31日

■委託を受けた者

幌延地区

佐々木理佳さん(宮園町9)

問寒別地区

小平美恵子さん(字問寒別)

経済課管理グループ

電話 5-1116

告知端末機 5-8816

平成24年度調理師試験のお知らせ

試験日時:

平成24年8月30日(木)
午後1時30分～午後4時

試験地:

稚内市

受験資格:

高等学校入学資格者で、2年以上調理の業務に従事した者

受験願書の提出先:

北海道稚内保健所

願書受付期間:

平成24年5月14日(月)
～5月25日(金)

受験手数料:

6,700円相当の北海道収入証紙

願書配付場所:

役場町民課生活環境グループ

お問い合わせ先:

北海道稚内保健所

電話 0162-33-2990

憲法週間を迎えて
～5月1日から7日までは「憲法週間」です～

憲法記念日(5月3日)を中心とした5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年この時期に法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っています。

週間行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

間もなく、「裁判員制度」が始まってから3年が経過します。裁判所では、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

旭川地方・家庭裁判所における憲法週間行事については、旭川地方裁判所事務局総務課庶務係(電話0166-51-6255)にお問い合わせ下さい。

「労働相談ホットライン」の
受付開始時間が
変更になっています

道では、労働問題でお困りの皆様からの相談を、フリーダイヤルでお受けする「労働相談ホットライン」を設置しています。

このたび、労働相談体制の見直しによる変更に伴って、受付開始時間の変更を行いました。

■変更日

平成24年4月2日(月)より

■変更後の時間

平日(月～金)正午～午後8時
(祝日を除く)

参考：変更前の時間

平日(月～金)午前9時～午後8時

■お問い合わせ先

北海道経済部雇用労政課

電話011-231-4111

(内線26-469)

労働相談ホットライン

(フリーダイヤル)

0120-81-6105



自動車税の納期限は 5月31日(木)です。 納期限までに納めましょう。

自動車税の納期内納税は、道が取り組んでいる様々な施策を進める上で欠くことのできないものです。皆様には、納期内納税にご理解をいただき、納期限までに納税いただきますようお願い申し上げます。

<参考> 平成23年度自動車税納期内納税率
北海道 68.4% (47都道府県中39位) 全国平均 74.7%

- 納期限までに納税されない場合は、年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年4.3%）の割合で延滞金がかかります。
- 自動車税は、次の場所で納税できます。
 - ・ 道内の金融機関、郵便局
 - ・ お近くの総合振興局（振興局）又は道税事務所
 - ・ コンビニエンスストア（サークルK・サンクス、スーパー、セイコーマート、セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン）

お問い合わせ先 北海道宗谷総合振興局 地域政策部 税務課納税係
〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 電話：0162-33-2520（直通）

クイズ

に答えて

町制施行50周年記念

DVD

を
もらおう！

今月号から10月号までの各号にクイズを掲載します。正解者の中から抽選で毎月5名の方に、昨年3月に製作しました「町制施行50周年記念DVD」を贈呈します。

【1問目】

幌延町にはアイヌ語が転訛した地名が多く、「ホロノベ」は「大平原」、「トイカンベツ」は「土のかぶさる川」の意味ですが、サロベツ原野「サロベツ」の意味は何でしょうか。

- ①魚が豊富な川 ②下にある川
③葦原の中の川 ④土の流れる川

【2問目】

幌延町の開基の年は、福井県の団体が移住した明治32年です。このときに移住したのは何戸でしょうか。

- ①10戸 ②15戸 ③20戸 ④25戸

【3問目】

明治33年には法華宗農場に小作人が入植し、同じ年に幌延で最初の学校ができました。学校はどこにできたでしょうか。

- ①下沼 ②開進 ③上幌延 ④問寒別

《応募要領》

◎応募締切日：平成24年5月25日（金）消印有効 ◎応募できる人：町内に在住又は町内に職場のある人

◎応募の方法：ハガキ又は任意の用紙に必要事項を記入して応募ください。郵便によるか、役場ロビー又は問寒別出張所の「クイズ応募箱」に応募してください。 ◎記入事項：クイズの答えと住所、氏名、年齢、職場又は学校を記入してください。

【答えの記入例】

1問目-⑤、2問目-⑥、3問目-⑦

◎その他：正解は次号で発表します。なお、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

応募宛先及び
お問い合わせ先

幌延町総務課企画振興グループ

〒098-3207 幌延町宮園町1番地1

電話 5-1111 告知端末機 5-8812

出前講座を活用してください

皆さんの「知りたい、聞きたい」にお答えします



幌延町では、町民の皆さんの「知りたい・聞きたい」ことについて、町職員が講師となって皆さんのもとに出向き、情報を提供する『出前講座』を実施しています。

『出前講座』では、行政一般、福祉・健康、暮らし、産業・経済、教育、その他のことについて、町民の皆さんが詳しく説明を聞きたいという事柄について、説明いたします。

◆行政一般
まちづくり基本条例や町民参加条例など、いろいろな新しい条例が出来ているけど、具体的にどんな条例

で、どうして作ったの？

●幌延町の財政状況はどうなっているの？

●幌延町の防災対策はどうなっているの？

●町議会の日頃の活動内容を知らりたい。

●告知端末機「知らせますケン」の使い方、もうすこし詳しく教えて欲しい。
...など。

◆福祉・健康

●保育所のことや学童保育の運営、育児に関する相談や情報交換のことなどを聞きたい。

●生活習慣病予防のための食生活や、食育などについて話を聞きたい。

●予防接種や各種健診って、

どんなことをやっているの？

●国民健康保険や介護保険のことを、分かりやすく教えて欲しい。
...など。

◆暮らし

●私たちの暮らしと町税って、どう結び付いているの？

●幼児から高齢者までの交通安全教室みたいなのをやって欲しい。

●家庭ごみの分別やリサイクルについて、説明が聞きたい。

●幌延の水道や下水道って、どういふふうになっているの？

●悪徳商法の手口などを教えて。

...など。

◆産業・経済

●酪農業の現状、将来展望などを聞かせてほしい。

●道路や橋などの整備計画はどうなっているの？

●今、観光事業はどういうことをやっているの？

●商工業の振興のために、どんなことを考えているの？
...など。

◆教育

●生涯学習、生きがい教室のことを知りたい。

●今、幌延の学校はどんな状況なの？

●図書室の利用方法などを説明して欲しい。
...など。

◆その他

●診療所のことなど、分かりやすく説明して欲しい。

●AED（自動体外式除細動器）の使い方、説明や救急講習会の開催をして欲しい。

●住宅用火災警報器は何故必要なの？どこに取り付けられるの？
...など。

申込み方法

◆申込みができる方
原則として町内に在住する5人以上のグループ

◆開催時間

平日の午前10時～午後9時までの2時間（土・日・祝日開催についても相談に応じます）

◆場所

町内とし、会場の確保、使用料の負担及び出前講座の準備は申込者が行います。

◆申込み方法

希望する2週間前までに、「幌延町出前講座申込書」を総務課総務グループに提出します。（申込書は総務グループにあります。また、電話での申し込みも可能です）

皆さんの知りたいに、できるだけ応えて行きたいと思っておりますので、何かありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

お申し込み、問い合わせ先
総務課総務グループ

電話 5・1111

告知端末 5・8811

雪融けによる洪水・土砂災害・浸水に注意しましょう

日差しは日に日に強さを増し、春から初夏へと気温もあがって山にも緑が芽吹く季節となりました。真夏や秋に比べて降水量は少なく、太陽が一番多く顔を出す時期でもあります。

穏やかな印象が強いこの時期ですが、川の近くの低地では水害に見舞われることがあります。平地ではすっかり消えてしまった雪も山にはまだ多く残っていて、この雪が融けて川に流れ込むことで、雨が降らなくても川が増水することがあります。さらに気温が一気に上昇して雪融けが急速に進むような場合には、川の水が堤防を越えて溢れでることもあります。

この季節には、平均気温が+5℃の日には1日に約25ミリ、+8℃の日には約50ミリの雨が降ったのと同じ量の雪融け水が川に流れ込むのです。これに加えて雨が降れば、さらに川の水が増えることとなります。また、雪融け水の一部は一旦地面に浸み込んでから川に流れ出るため、気温の高い日中ではなく、夜になってからのほうが水量を増したりすることもあり、河口近くでは、上流から流れ下る時間がかかるため、水位のピークはより遅い時間となります。

気象台では、このような雪融けによる洪水害に注意・警戒を呼びかけるために「洪水注意報」・「洪水警報」を発表します。雪融けに伴う災害としては、洪水害のほかに地盤が緩んで発生する土砂災害や、低地の浸水害があります。これらも降水量と雪融け水の見積りを目安に、「融雪注意報」を発表して注意を呼びかけます。

雨が多くなる前の、比較的穏やかに思える季節ですが、水害から身を守るために、水かさが増した川などに近づかないことや、気象台のホームページなどで市町村ごとの警報・注意報を確認して気をつけましょう。



※稚内地方気象台ホームページアドレス [http:// www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html](http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html)
 ※問い合わせ先 稚内地方気象台防災業務課 (電話：0162-23-2679)

飼い主の方へ

○愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・ 町外から転入したとき
- ・ 町外へ転出したとき (転出先の市町村)
- ・ 転居して住所が変更したとき
- ・ 飼い主が変更したとき
- ・ 飼い犬が死亡したとき

○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院か留萌地区農業共済組合北部支所幌延家畜診療所で受けてください。

☆4月1日～9月30日は野犬掃とう期間です。☆

幌延町のほか、近隣4町(天塩町・中川町・豊富町・中頓別町)では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

ペットは家族の一員です。
 マナーを守り、正しく飼いましょう

問合せ先…町民課生活環境グループ
 電話511115 告知端末機518815



住宅耐震化促進のための 補助制度をご活用ください



町では、『幌延町耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）』を策定し、安全・安心のまちづくりを推進しています。

この計画の中では、木造住宅の耐震化助成制度が設けられています。耐震化助成制度は、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対し、補助金を交付するものです。

※詳しくは、

総務課総務グループ

電話5-1111・告知端末機5-8811

へお問い合わせください。

■耐震化促進のための補助金交付要綱(抜粋)

区 分	木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱(抜粋)	木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(抜粋)
目 的	町内に存する木造住宅の耐震診断をした者に対する補助	町内に存する木造住宅の耐震改修をした者に対する補助
定 義	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断：国土交通省が定める建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断等 高齢者世帯：満65歳以上の夫婦又は単身者のみで構成される世帯 障がい者世帯：身体障害者手帳1級又は2級の者のみで構成される世帯等 	
補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅 木造2階建て以下の一戸建て専用住宅、共同住宅又は店舗併用住宅(2分の1以上が居住の用に供されるもの) 北海道の無料一般診断を実施した結果精密診断を必要とする住宅 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された住宅 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅を所有する居住者 補助対象住宅を賃借する居住者 町税の滞納のない者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅を所有する者 町税の滞納のない者
補助対象工事等		上部補強工事、基礎補強工事、その他必要な工事、耐震改修設計及び工事監理
補助金交付額	<ul style="list-style-type: none"> 補助率:2分の1(高齢者及び障がい者世帯は3分の2)以内 限度額:10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○専用住宅及び店舗併用住宅 補助率:2分の1(高齢者及び障がい者世帯は3分の2)以内 限度額:100万円 ○共同住宅 補助率:3分の1と、独立して居住の用に供する部分の数に20万円を乗じて得た額とのいずれか低い額 限度額:100万円



平成23年度

中山間地域等直接支払制度の

取組状況について

中山間地域等直接支払制度については、平地地域との生産条件格差に関する不利を補正するため、農用地面積に応じた交付金を交付し、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄の防止と農業の持つ多面的機能の維持・増進を図ろうとするものであります。

事業については、第1期対策(平成12年度～平成16年度)、第2期対策(平成17年度～平成21年度)を終え、平成22年度から平成26年度までを計画期間として定めた第3期対策を実施しているところであり、集落内での協議によって定めた集落の将来像への実現に向け、自律的かつ継続的な農業

生産活動や農地管理を図る取組が実施されております。

具体的には、草地の簡易的な更新の実施や農道・営農用水の管理、堆肥の共同散布、乳質改善、牛舎等の消毒作業、農地周辺林地の枝払い、環境整備を目的とした集会所周辺への植樹や草刈等の活動が行われております。

本制度の実施につきましては、耕作放棄の防止、土地生産性の維持・向上、担い手の育成等により地域農業への効果は大きいものがありますので、今後関係者及び関係機関各位の理解と協力を得ながら、事業の推進にあたりたいと考えております。なお、平成23年度における交付金の交付対象面積は6,217ha、協定参加農家数108戸、交付金総額は74,598千円となっております。別々の事業概要につきましては、下の表のとおりとなっております。

交付金の内訳
74,597,443円

国費▶37,298,720円
道費▶18,649,360円
町費▶18,649,363円

事業の概要

集落名	参加戸数(戸)	対象面積(m ²)	交付金額(円)	取組内容
問寒別	41	23,895,767	28,674,920	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、堆肥共同散布、乳質改善、牛舎等消毒作業の実施、集会所周辺の環境整備
開進	17	6,165,871	7,399,045	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、堆肥共同散布、集会所周辺の環境整備
上幌延	13	4,127,060	4,952,472	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、堆肥共同散布、集会所周辺の環境整備
北進	7	3,044,674	3,653,608	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、堆肥共同散布、集会所周辺の環境整備
幌延	17	9,356,841	11,228,209	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、堆肥共同散布、集会所周辺の環境整備
下沼南	23	7,828,271	9,393,925	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、堆肥共同散布、集会所周辺の環境整備
下沼北	23	7,746,054	9,295,264	簡易更新の実施、農地・農道・営農用水管理、堆肥共同散布、農地周辺林地の枝払い
計	141	62,164,538	74,597,443	(141戸は重複参加のため、実数は108戸)

ねんきん通信

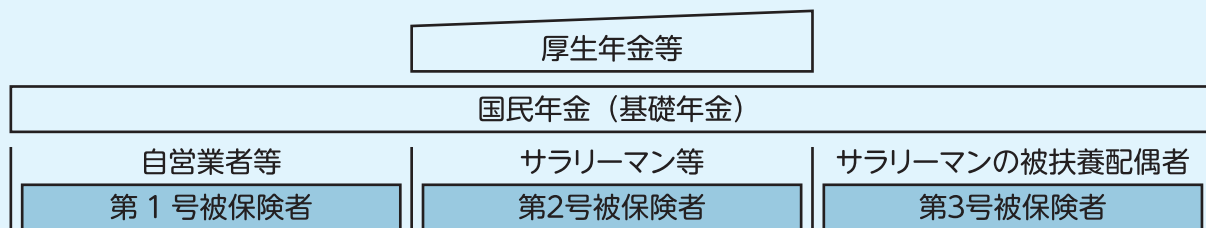
入学、就職、転勤などに伴い国民年金の届出も必要になる場合があります。
年金記録をつなぐためにも、忘れずに届出を行いましょ!

～3種類の国民年金の種別～

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、基礎年金を受けることとなります。ただし、国民年金の加入者の種別は図のように3種類に分かれていて、保険料を納める方法などが異なっています。

自営業者等の第1号被保険者には、学生やフリーターなども含まれます。第2号被保険者は厚生年金等に加入しているサラリーマン等です。また、第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者とされます。

なお、第2号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。



※公務員等は厚生年金ではなく、共済組合に加入します。

～国民年金の主な届出～

20歳になったとき

20歳になって厚生年金保険や共済組合に加入していない方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために、しっかり納めましょう。

20歳の誕生月初めに、国民年金第1号及び第3号被保険者に該当すると思われる方にはねんきん事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付されます。所定の事項を記入の上、同封の封筒でねんきん事務所へご提出願います（役場担当窓口でも受け付けております）。

また、学生の方、未就労などのために保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例、各種保険料免除・納付猶予制度をご活用ください。

就職したとき

国民年金の種別は第2号被保険者となります。職場で厚生年金等の加入手続きを行うと、自動的に国民年金第1号被保険者の資格を喪失しますので、役場での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者（厚生年金などの被用者年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）については、第3号被保険者の手続きを配偶者の勤務先が行います。

退職したとき

在職中は厚生年金保険や共済組合の加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第1号被保険者の届出及び保険料納付が必要となります。また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別が変更され、保険料納付が必要となりますので、役場で手続きをお願いします。

結婚したとき

婚姻により、厚生年金保険等の資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし、失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場で第1号被保険者の手続きが必要です。

引越したとき

第1号被保険者が転出入により他市町村に異動した時は住民登録の手続きの際に、国民年金担当係にその旨お伝えください。第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

第3号被保険者にご注意を!

第3号被保険者が60歳未満で、『配偶者の退職』『本人のパート等収入の130万円以上への増加』『離婚』などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第1号被保険者になります。

必ず市区町村の窓口で手続きをしてください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。

町民くらしのカレンダー 5月 (May)

注:保セ=保健センター

1 火		17 木	もぐもぐスクール 10:00～ (保セ)
2 水		18 金	リトミック教室 10:00～ (保セ)
3 木	憲法記念日	19 土	
4 金	みどりの日	20 日	幌延町消防団春季消防演習 サイレン吹鳴(14:00・16:30 計2回)
5 土	こどもの日	21 月	厚生連巡回ドック 7:00～ (保セ)
6 日		22 火	厚生連巡回ドック 7:00～ (保セ)
7 月		23 水	厚生連巡回ドック 7:00～ (問生涯学習センター)
8 火	北斗地区健康集会 10:30～ (北斗集会所)	24 木	
9 水	すくすく健診 10:00～, 13:00～ (保セ)	25 金	書道教室 18:30～ (役場大会議室)
10 木		26 土	書道研修 9:00～ (役場和室) 幌延中学校体育祭
11 金	【町立診療所】問寒別出張診療日	27 日	問寒別小中学校運動会
12 土	運動習慣定着化事業 10:00～ (問生涯学習センター) 13:30～ (総合体育館)	28 月	
13 日		29 火	
14 月	子育て相談 (保セ)	30 水	
15 火	明生会健康教室 13:30～ (上幌延生改センター)	31 木	わいわい栄養教室 10:30～ (保セ)
16 水			

◆ごみの収集日

リサイクルを進めよう!

月	資源ごみ 紙おむつ
火	生ごみ
水	一般ごみ
木	農村地区
金	生ごみ

☆お悔やみ申し上げます
井上由紀子さん(44歳) 1北1
平塚ふみ子さん(92歳) 1北2
水上登代一さん(82歳) 1南1

尾崎 暁さん 元町
藤原 とき乃さん

石田 麻衣子さん 栄町
鈴木 領人さん

☆ご結婚おめでとう

戸籍の窓

3月

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
井上 仁さん(妻) 1北1
平塚 克尚さん(母) 3南2

ご寄付ありがとうございます

3月



景百延幌

撮影者/山下 智昭



天塩川解氷

浜里海岸



浜里風車群



窓裏のほろ

■残雪が多かった今年の春ですが、北端の町にもようやく花の季節がきました。

■北国の春の特徴として、本来なら梅、桃、桜、チューリップ...と順に咲いてくる花々が、5月を迎えると同時に一齐に咲き競う情景があります。

■更には、北上する春や夏の花と、南下していく秋の花が交差する情景も見られます。

■長く厳しい冬を耐え、今この一瞬を生きるために咲き誇る花々の姿

は、まさに百花繚乱です。

■町内には綺麗な花壇を、丹精こめてお手入れしているお宅がたくさんあります。暖かくなってきましたので、健康のための散歩がてら、それぞれの花壇で目の保養もさせていただいてはいかがでしょうか。

■私などはつい花を枯らしてしまうほうなのですが、そうでない方は、ぜひ、家の周りを花で飾ってみてはどうでしょうか。「花のまち幌延」を目指すのもいいかもしれませんね。

● 広報誌へのご意見 ご要望をお寄せください ●

総務課企画振興グループ ☎5-1111 【内線】222・223



伊藤 良汰くん
 (平成23年8月28日生・1北2)
 お父さん 洋平さん
 お母さん 真美さん
 お兄ちゃんが大好きな良汰くん。つかまり立ちもできるよ！ようになって、毎日家の中を動き回っています。



鷹合 玲奈ちゃん
 (平成23年8月29日生・1北1)
 お父さん 源太さん
 お母さん 早苗さん
 お姉ちゃんの後を追いついて回している玲奈ちゃん。ちよっかいをかけては楽しそうに笑っています。



西村 歩乃ちゃん
 (平成23年8月29日生・字幌延)
 お父さん 俊希さん
 お母さん 真貴さん
 つかまり立ちで数歩歩けるようになった歩乃ちゃん。お姉ちゃんが大好きで、いつも気になるよ！です。

(平成24年3月末日現在)	男	1,327	(-10)
※()内は前月比	女	1,296	(-14)
	計	2,623	(-24)
	世帯数	1,282	(-8)

平成25年5月 発行/天塩郡幌延町
 企画・編集/総務課企画振興グループ ☎5-1111(223)
 幌延町ホームページアドレス/ <http://www.town.horonobe.hokkaido.jp>
 メールアドレス/ webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp

この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。